

第4号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

世田谷区再エネ切替補助金交付決定通知書

あて

世田谷区長 印

年 月 日付で申請のあった世田谷区再エネ切替補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助条件

次の補助条件に従わなければならない。

1 次のいずれかに該当すると区長が認めたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は世田谷区再エネ切替補助金交付要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

（4）（1）から（3）までのほか、区長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき。

2 補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消され、区長から返還を命じられたときは、区長の定める期限までに補助金を返還すること。

3 2により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付すること。

4 2により補助金の返還を命じられた場合において、当該補助金の返還を命じられた納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付すること。

5 4により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

6 補助金の交付を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

7 不正な手段により還元を受ける者の調査について、区長より協力を求められた場合、必要な調査への協力を行うこと。

8 補助事業に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。